

訪問看護には以下のような特色があります

●医療機器をつけた方の療養を支援します

経管栄養、在宅酸素療法、吸引、在宅点滴注射、人工呼吸器などの医療処置が必要な方の在宅療養を支援します。

●自宅への退院を支援します

病院と連携し、入院中から在宅生活の不安の相談にのり、自宅への退院をスムーズに行う支援をします。

●安らかな死・ターミナルケアを支えます

住み慣れた家で最期まで過ごせるように、医師の指示による疼痛管理や症状緩和などにも適切に対処し、心のケアも行います。ご家族とともに看取りをします。

●医療と介護の橋渡しをします

さまざまな在宅ケアサービスの使い方をご紹介したり、要介護認定申請や更新申請について関連機関へ連絡するなどのお手伝いをします。

●介護予防に力を入れています

寝たきりになるのを防ぐほか、拘縮予防や機能の回復、嚥下訓練、ベッドや車イス、介護用品の相談なども行っています。

●医療保険・介護保険の双方に対応できます

医療保険・介護保険の両方のサービスが同じステーションで引き続き受けられます。必要な場合は、他のステーションや医療機関の訪問看護を併用することもできます。

●ご自宅以外でも受けられます

看護師の訪問は、地域にあるグループホームや特定施設、特養ホームのショートステイなどにおいても、医療と介護の連携を強め、一定の場合に受けられます。

訪問看護についてのご相談は？

訪問看護コールセンターへ

月～金曜日 9:30～16:00（土・日・祝日を除く）TEL (076) 431-0230

療養生活でお困りのことや心配なことはありませんか？訪問看護がお手伝いします。